

様式 2

第 487 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 4 年 12 月 16 日（金）午前 10 時 30 分～11 時 00 分
場 所	静岡県庁西館 4 階第一会議室 C 及びオンライン形式
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、井上泉、鈴鹿和子、鈴木成幸 処分庁 山田和彦（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 星野浩二（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 伊藤則博（静岡県沼津木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 1 件、報告 3 件）

1 審議事項

- 第 1 号議案 建築基準法第 48 条第 4 項に係る建築許可
- 第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による包括許可の報告
- 第 2 号報告 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括許可の報告
- 第 3 号報告 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項による包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 48 条第 4 項
- 2 申請場所
静岡県三島市文教町 2 丁目 3597- 4 の一部、3597- 6、3791-73
- 3 申請者住所氏名
静岡県三島市北田町 4 - 47
三島市長 豊岡 武士
- 4 建築物の用途
体育館又はスポーツの練習場

処分庁

本申請は、第二種中高層住居専用地域で規制されている、床面積 1,500 m²を超える既存の体育館へのエレベーターの増築を行うものである。

計画敷地は、第二種中高層住居専用地域（過半）、第二種住居地域に位置しており、市道徳倉文京線などの建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路等に囲まれている。

計画では、体育館南側にエレベーター 1 基を配置しているが、増築部分の高さは既存体育館の高さを超えておらず、敷地南側への増築のため増築による近隣敷地に対しての日影等についても影響はなく、周辺の住居環境に対する影響は少ないと認められる。

また本申請については、車いす利用者の増加に伴い、館内のバリアフリー化を図る目的で行われるものであり、第三次三島市都市計画マスタープランにおいても課題とされている、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進に寄与するものであることから、エレベーターの設置による増築はやむを得ないとして、市の都市計画部局の了解も

得られている

なお、本申請の既存体育館は当初昭和 52 年に建設された既存不適格建築物であったが、同敷地内に水泳場等を増築するにあたって平成 9 年に建築基準法第 48 条第 4 項ただし書き許可を取得しており、現時点においても適法に運用されている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 4 項の規定に基づき、第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したい。

意見等

出席委員全員許可に同意

第 1 号報告

事務局 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による包括許可の報告 57 件

第 2 号報告

事務局 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括許可の報告 1 件

第 2 号報告

事務局 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項による包括許可の報告 1 件